

仙台市立宮城野中学校

令和5年度 父母教師会臨時総会資料

令和5年11月22日（書面開催）

総 会 次 第

議 事

- 第1号議案 会則第二章 役員・組織 第7条(会計監査)について改正（案）
- 第2号議案 会則第二章 役員・組織 第9条(役員選出)について改正（案）
- 第3号議案 会則第二章 役員・組織 第12条(組織の構成)について改正（案）
- 第4号議案 会則第四章 運営委員会 第20条(運営委員会の構成)について改正（案）
- 第5号議案 会則第六章 学年委員会・専門委員会・地区委員会について改正（案）

宮城野中学校父母教師会会則の見直しについて

概要

近年、本会におきましては、地域コミュニティの希薄化等の様々な環境の変化により、各役員の担い手が慢性的に不足している状況にあります。
また、昨今では、新型コロナウイルス感染症の影響により、本会の活動についても、大きく制限を受ける状況下での対応が続いて参りました。
この様々な変化のなか、本会を運営するにあたり、新たな体制の構築が必須であり、本会会則について、時代や環境の変化に応じたものへと変容する必要があることから、この度、一部会則の見直しを図ることといたしました。
なお、主な改正の内容については、以下のとおりです。

改正対象

【会則】

- 「第二章 役員・組織 第7条（会計監査）」
- 「第二章 役員・組織 第9条（役員の選出）」
- 「第二章 役員・組織 第12条（組織の構成）」
- 「第四章 運営委員会 第20条（運営委員会の構成）」
- 「第六章 学年委員会・専門委員会・地区委員会」

改正案

第1号議案

会則第二章 役員・組織 第7条(会計監査)について改正(案)

現行	会計監査は2名とし、1、2学年委員会各監事から1名ずつ選出し、総会で決する。
改正案	会計監査は2名とし、1、2学年委員会各監事を代表監事とする。

要点：現在、代表監事は総会に諮り決定してはいません。1，2学年の各監事が兼務していることから会則も現実に則した形に改正します。

第2号議案

会則第二章 役員・組織 第9条(役員選出)について改正(案)

現行	本部役員を選出するため、本会に役員候補者推薦委員会を設けることができる。
改正案	削除

要点：次年度の本部役員を選出する為の役員候補者推薦委員会は今後設置しないものとします。今後は他の委員会同様、現職の本部役員によって次年度の本部役員の選出を行います。

第3号議案

会則第二章 役員・組織 第12条(組織の構成)について改正(案)

現行	(4)学年委員会・専門委員会・地区委員会
改正案	(4)学年委員会

要点：現在宮城野中学校父母教師会に設置されている専門委員会及び地区委員会を廃止します。これまで活動内容に対し大きすぎた組織を縮小し役員選任の負担を軽減します。これにより地区委員の選出はなくなり、地区委員の行っていた活動及び選任作業は各地区での判断に委ねられることとなります。
また、専門委員会の行っていた活動は学年委員会で担当します。
ただし、学年委員の選出についても定数を設けず任意で集まった人数で無理のない活動を行います。

第4号議案

会則第四章 運営委員会 第20条(運営委員会の構成)について改正(案)

現行	運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本部役員、参与及び学年委員会・専門委員会・地区委員会の各委員長（地区委員会については、各地区長とする。）をもって構成する。
改正案	運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本部役員、参与及び学年委員会の各委員長をもって構成する。

要点：第3号議案を改正するとこれまで運営委員会の構成員だった各専門委員の委員長及び各地区長がいなくなります。
これに伴い本部役員及び各学年委員長で運営委員会を構成することになります。

第5号議案

会則第六章 学年委員会・専門委員会・地区委員会について改正(案)

現行	第 六 章 学年委員会・専門委員会・地区委員会 (学年委員会・専門委員会・地区委員会の構成) 第28条 各委員会は、本会の活動を円滑に運営するため、第4条の事業に沿って活動するものとし、会員から選出し、会長が委嘱した委員により構成する。
改正案	第 六 章 学年委員会 (学年委員会の構成) 第28条 学年委員会は、本会の活動を円滑に運営するため、第4条の事業に沿って活動するものとし、会員から選出し、会長が委嘱した委員により構成する。

要点：第3号議案の改正に伴い専門委員会及び地区委員会を組織の構成から削除することになります。